

平成 21 年 4 月 22 日

於：三田共用会議所 3 階大会議室

食料・農業・農村政策審議会
平成 21 年度第 1 回畜産部会速記録

目 次

1. 開会 午後1時30分	1
1. 部会長あいさつ	1
1. 生産局長あいさつ	1
1. 配付資料確認	2
1. 委員出欠状況報告	2
1. 畜産部会の運営について	3
1. 資料説明	3
1. 意見交換	18
1. 次回開催日程について	42
1. 閉会 午後4時08分	42

午後 1 時 30 分開会

○徳田畜産企画課長 定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会平成 21 年度第 1 回畜産部会を開催させていただきます。皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただき、ありがとうございます。私は畜産企画課長の徳田でございます。よろしくお願ひいたします。

部会長あいさつ

○徳田畜産企画課長 鈴木部会長に一言ごあいさつをいただいた上で、議事をお進めいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○鈴木部会長 部会長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

生産局長あいさつ

○鈴木部会長 それでは、まず最初に本川局長からごあいさつをお願ひいたします。

○本川生産局長 本日は、本年度第 1 回畜産部会でございます。鈴木部会長初め各委員、皆さん方お集まりいただき、ありがとうございます。つい先だってお会ひしたばかりだという感じでございますが、畜産物価格なり関連対策の決定に当たりましては、本当に貴重な御意見をいただきありがとうございます。いただいた御意見を踏まえて、今、関連対策を説明し、実施に着手をしたばかりでございます。

近く国会にも提出される予定であります。新しい年度の補正予算、経済対策が取りまとめられておりますが、この中にも畜産関係でいろいろと御論議をいただいた。例えば、借入金の負担の軽減のための資金でありますとか、あるいは繁殖の雌牛を更新するような予算も盛り込ませていただいております。これもいただいた御意見を参考にいろいろと取り組まさせていただきますところでございます。こういう農家の方々は、デフレ不況といひますか、経済が非常に厳しい中でなかなか高く売れないといったことで非常に苦勞しておられます。そういう方々をぜひとも支援するような対応を迅速に講じていきたいと思

っております。

さて、そういう中でこの年は農業関係のいろいろな長期計画を見直す年に当たっております。御承知のように、「食料・農業・農村基本計画」という、5年に1回見直しをしている計画の見直しの時期にちょうど入っております、そちらのほうも鈴木部会長に御差配をいただいて審議をしているところでございますが、それにあわせまして、私ども酪肉近代化基本方針を見直すという状況になっております。いろいろと御論議いただいておりますように、配合飼料価格の動向でありますとか、あるいはこういう経済の状況を踏まえて、どの程度の需要なり消費が見込まれるのかといったことを含めて、近代化計画を見直してまいりたいと思っております。本日は、今の近代化計画の工程管理を少し御論議をいただいて、その上で見直しに関係する事柄について、忌憚のない御意見をいただければと思っております。何とぞよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

なお、今、衆議院の農林水産委員会で農地法の審議が行われております中で私が答弁をしろと言われております。あいさつの後抜けさせていただきますが、何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

配付資料の確認

○鈴木部会長 それでは、まず事務局から配付資料の確認と委員の出席状況についての御説明をお願いいたします。

○徳田畜産企画課長 まず、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。番号をいずれも付しておりますが、まず資料1の議事次第～資料6まででございます。確認をお願いします。また、参考資料につきましては1番～10番までございますので、確認をお願いいたします。

不足がある場合には、事務局まで遠慮なくお申しください。よろしいでしょうか。

委員出欠状況報告

○徳田畜産企画課長 それでは、引き続きまして委員の出欠状況でございます。林委員、

秋岡委員、杉本委員、福田委員、山西委員におかれましては、所要により、本日御欠席とのことでございます。

規定によりまして、部会は委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開き議決することができないとされておりますが、全体で20名のうち、15名が出席されておりますので、成立しております。

畜産部会の運営について

○徳田畜産企画課長 次に、当部会の運営方針について確認させていただきます。議事の公開・非公開の方針でございます。審議会の議事規定に基づき、会議は公開といたします。ただし、一定の場合には会長が会議を非公開にすることができるとされております。また、議事録につきましては、一般の閲覧に供することが基本とされております。部会の運営につきましては、以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

なお、今回も明治乳業様からの御好意で牛乳を御提供いただいておりますが、休憩時にお出しさせていただきます。御紹介させていただきます。

本日は先ほどの局長のごあいさつにもありましたように、酪肉近代化基本方針に係る平成20年度の取組状況と評価、平成21年度の工程表の案並びに酪農及び肉用牛の動向などについて説明をいただいた後、21年度の行動計画や新たな酪肉基本方針等の策定に向けての意見交換を行う予定でございます。

大体16時ごろをめぐりに終了したいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

資 料 説 明

○鈴木部会長 それでは、まず、酪肉近基本方針工程表などについて、事務局から取組状況に関しまして説明をお願いいたします。

○徳田畜産企画課長 昨年度も御説明しましたが、平成17年度の畜産物価格を決定する際に審議会の決議をいただいております、参考資料1にありますように、平成17年度～21年度まで酪肉近の具体化に向けた工程表を作成しております。この工程表を管理していく仕組みとして、これから説明していきます資料3、あるいは資料4のように、前年度の取

組状況とその評価、そして当該年度の工程表を作成し、畜産部会の御意見を伺った上で進めさせていただいているところでございます。

それでは、資料3と4に基づきまして、ごく簡単にポイントのみを説明させていただきます。まず、一緒に説明させていただきますので、資料3と資料4の1ページ目を並べて見開きください。なお、資料4につきましては、新たな取組や特に重点的に推進するものについて、赤字でわかりやすく表示しているところがございます。

20年度の行動計画の取組状況と評価に基づきまして課題が出てきておりました、それが21年度の行動計画案につながっていくということでございます。まず、総括表の第1項目、「国際化の進展に対応し得る産業構造の確立」でございます。2つ目の○にありますように、昨年度は配合飼料価格の高騰を踏まえた経営安定対策を特に実施しているところがございます。ということから、21年度の行動計画の案にありますように、赤字のところがございますが、肉用牛の肥育経営支援のための施策の検証等を行うこととしております。

項目の2.「自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成」では、取組実績でございますが、飼料作物面積が90万haで4300ha増ということございまして、10年ぶりに増加に転じたところがございます。

また、稲WC Sにつきましては、作付拡大の目標面積を1年前倒しで対応を達成したところがございます。21年度でございますが、行動計画のところ、更なる作付面積の拡大のために、水田・畑のフル活用による飼料作物の作付面積の拡大や、草地改良あるいは国産粗飼料の生産・流通の円滑化に努めてまいります。

項目3.「畜産物に係る安全と消費者の信頼の確保」でございます。取組状況は省かせていただきますが、21年度につきましては、後で説明しますが、飼料用米のみ米につきまして、特に飼料中の残留農薬基準についての取組を進めてまいることとしております。

項目4.「畜産における食育の推進」でございます。取組の実績でございますが、酪農教育ファームにつきましては、8認証牧場が増加して、257になっております。

項目5.「家畜排せつ物の適正な管理」でございます。取組実績といたしましては、国の方で基本方針を見直して、それに基づいて都道府県の計画を改定しているところございますが、20年度につきましては、17府県が取組まして、8県が協議を了したところございまして、これまでに公表済みが28県になっております。

項目6. は飛ばさせていただきます。

項目7.「流通飼料の安定的な供給」でございます。これにつきましては、配合飼料の価

格安定制度を実施しまして価格高騰に対応した訳でございますが、取組実績といたしましては、通常補てんの財源不足に対応して、財源の借入に対する利子助成等を行ったところでございます。また、エコフィードの認証制度の制定を21年度にやっております。本年度といたしましては、引き続き配合飼料価格安定制度の適正な運用を図っていくとともに、エコフィードの安定的な利用を推進するため、排出者（食品事業者）や利用者（畜産農家）とのマッチングを進めてまいります。また、エコフィードの認証制度の推進に努めるとともに、エコフィードを利用しました畜産物の表示の認証の検討も新たに進めていきます。

項目8.「集送乳及び乳業の合理化」でございます。これにつきましては、本年度は、乳業再編整備等対策事業の拡充等を図っております。また、牛乳の価格が引き上げられたことから、今後、さらに消費者に対する情報の提供の強化、あるいは外食等における牛乳の更なる利活用等を進めてまいることとしております。

項目9.「肉用牛及び牛肉の流通の合理化」でございますが、取組実績といたしましては、家畜市場10カ所、食肉処理施設10カ所等で再編整備等を実施しております。また、21年度は牛肉需要等が減少しておりますことから、生産者団体による国産牛肉の販売ルートの拡大等を推進することとしております。

以降、資料4のみで具体的な21年度の行動計画について説明させていただきます。それでは、時間の関係上、赤字の部分のみ補足説明をさせていただきます。3ページ目でございますが、先ほど説明しましたように、経営安定の施策につきまして、施策の検証を今後進めてまいることとしております。3月に価格決定をいたしました、その建議におきましても、経営安定の施策の適正な運用に努めるとされておきまして、22年度からマルキン事業等につきまして、今後検証を進めて新たな事業年度を迎えるということで、次年度の対策に反映したいと考えております。

6ページ目でございます。姉齒事件等によりまして、建築基準法が改正されました。これによりまして、さらに畜舎等の低コスト化あるいは迅速な審査が必要になっているということでございまして、農林水産省としましては、通常の構造計算書のかわりとなる図書省略の制度を活用するという、国土交通省と一緒に、畜舎等につきまして課題の解決に向けて対応をしているところでございます。

昨年度から畜舎について検討を進めておりますが、本年度中には図書省略の大臣認定が得られるように努力してまいりたいと思っております。また、堆肥舎等についても本年度から検討を進めてまいりたいと思っております。

7 ページ目でございますが、ここから事業の説明もあるので、参考資料も利用いたします。参考資料7でございます。これ以降、価格関連対策等が載っております。特に参考資料8につきましては、先般決定いたしました価格に基づきまして関連対策をやることとしております。

参考資料9につきましては、21 年度当初予算並びに 20 年度の第2次補正ということで、資料を載せさせていただいております。

参考資料10につきましては、21 年度補正ということで経済危機対策を実施することとしておりますが、これは近いうちに国会提出となっているものでございます。これにつきましては、最初に若干説明させていただきます。農林水産関係では1兆302億円の予算を要求することとなっております。その中で畜産関係につきましては、まず1ページ目中ほどにあります。1の(2)「担い手への経営支援」ということで、資金関係。スーパーL資金等の無利子枠の拡大あるいはセーフティネットの無利子枠の拡大等を図ることとしております。

3 ページ目でございますが、「畜産・酪農への支援」ということで、450 億円程度の内容となっております。いろんな対応をさせていただくこととさせていただきます。

5 ページ目でございますが、4の①「地産地消」ということで、2「・」目でございます。学校給食での地場農畜産物の利用拡大メニューの開発・原料費等への助成ということで、50 億円ほどの予算を実施することとしております。

6 ページ目でございます。Ⅲの①「農林水産関連施設等への太陽光パネルの設置」でございます。畜舎等への太陽光パネルの設置も助成して推進することとしております。以上でございます。

それでは、資料4に戻りますが、まず自給飼料関係でございます。一番上の右側でございますが、「国産粗飼料の生産・流通の円滑化」ということで、これは参考資料9の左側の真ん中にあります事業で、広域流通の推進等をするものとしております。

また、資料4のその下の「稲WC Sの作付拡大」でございますが、これも参考資料9の真ん中の中段にあります「耕畜連携による飼料生産の推進」ということで、耕畜連携水田活用対策事業54億円ということで実施します。また、足りない分を、21年度の補正ということで先ほどの参考資料10の3ページ目にあります⑤の事業等で実施することとしております。

資料4に戻りまして、8 ページ目でございますが、稲わら収集等の取組でございますが、

これも参考資料の9の、先ほどの左側の真ん中の事業等で実施するというところでございます。また、コントラクター等の取組も引き続き強力に進めてまいりたいと思っております。

次に、草地改良による草地の生産性向上でございますが、これは価格対策ということで、参考資料8の32ページ目の事業によりまして、草地更新について補助率を、今回3分の1、上限10a当たり1万円で実施することにしたところでございます。

資料4の9ページ目でございます。飼料用米の取組が本格化するということで、もみ米としての利用につきましては、今、生産指導等をやっておりますが、指導基準の設定について検討してまいるということでございまして、これにつきましては、参考資料10の3ページ目、21年度補正のところで、(2)の⑥の事業によって取組を進めるということにしております。

資料4に戻りまして、12ページ目でございます。下の「繁殖基盤の強化」につきましては、同じく21年度補正ということで、参考資料10の3ページ目の(2)③の事業で、1頭当たり20万円を限度としまして3分の1補助率で実施する取組を進めてまいることとしております。

もう一度資料4に戻りまして、14ページ目でございます。項目7で【配合飼料価格安定制度】でございます。これにつきましては、引き続き通常補てんから、市中銀行からの借り入れがあるということで、助成をやっていくこととしております。また、下のエコフィードの取組は参考資料9の21年度予算ということで、左下にあります「食品残さ等原料TMRの利用推進」ということで取組を進めてまいりたいと思っております。

資料4の15ページ目でございます。乳業再編につきましては、参考資料9の21年度当初予算ということで、真ん中の下の事業によりまして進めていくということにしておりません。

15ページ目の下の酪農の取組では、価格対策ということで、参考資料8の10ページにあるような事業でやるということでございます。

最後になりますが、16ページ、9番目の「肉用牛及び牛肉の流通の合理化」のところでございます。「国産食肉等の販売強化の促進」につきましては、まず参考資料8の価格関連対策ということで、26ページ目でございますが、生産者団体の直接販売や外食事業者等の連携強化を通じまして、販売ルート拡大を進めていくということでございます。

また、参考資料9の右側下、20年度第2次補正予算ということで、牛肉の需要拡大、消費拡大を推進しているところでございます。

さらに、先ほどちょっと触れましたが、21年度補正ということで、参考資料10の5ページ目の「地産地消」の学校給食を通じた食材の提供で、結果として販売量の拡大を図っていくことにしております。

資料が行ったり来たりでわかりづらかったと思いますが、以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして酪肉近代化基本方針の見直しに向けて、事務局から酪農肉用牛の動向と今後のスケジュールの案についての説明をお願いします。

○山根畜産総合推進室長 畜産総合推進室長でございます。私からは資料5と資料6、さらに参考資料6の3つについて御説明したいと思います。まず資料5から御説明します。

まずお聞きいただきますと、この資料は、これまでも畜産をめぐる情勢について説明してございますが、基本的にはこれまでの説明をさらに補完するものとして——若干重複しているものもございまして——お聞きいただければと存じます。

まず1ページ目で、「我が国農業における畜産の地位」でございます。左の円グラフでございまして、平成19年の農業全体の産出額は8兆1927億円。このうち約3割の2兆4773億円が畜産の算出額でございまして、畜産は日本の農業の中でも大変重要な産業になっているということでございます。畜産の品目別の産出額につきましては、右のグラフに掲載しているところでございます。

2ページ目、「畜産における産出額の推移」でございます。平成3年は3兆1320億円でございますが、これをピークに減少いたしまして、平成10年以降は2兆5000億前後ではほぼ横ばいで推移しているところでございます。黄色の牛乳の産出額は、平成3年は7760億円でございますが、これをピークに減少傾向。さらに肉用牛は一番下のショッキングピンクですが、平成2年の5981億円をピークとして平成5年以降はほぼ横ばいという状況でございます。

3ページ目をお願いいたします。「畜産の都道府県別産出額」でございます。畜産の産出額を都道府県別に見ますと、地図で赤色に示しております6道県で1000億円以上でございまして、この6道県で全国の約5割弱という状況になっているところでございます。

次のページをお願いいたします。これは我が国の畜産物の1人1年当たり純食料及び国内生産量の推移と目標でございまして、この目標につきましては現行の基本計画に則っているものでございます。

左上の牛乳・乳製品の消費は、近年横ばいで推移しております。19年度には、前年度比

でプラス 1.1 kg で 93.3 となっております。目標値につきましては、計画策定時におきまして、日本人に不足しがちなカルシウム等微量栄養素の摂取の増加を鑑みまして、平成 27 年度に 95.0 と見込んでおります。

左下は生産量の推移でございます。19 年度の生乳生産量につきましては 802 万 t と、前年度に比しまして 0.8% 減ということで、わずかに減少しております。また、この生産目標につきましては、飼養戸数の減少に伴う頭数の減少、または 1 頭当たりの乳量の伸び悩み等により当時減少傾向にあった中で、担い手の育成確保や家畜改良等による生産性の向上や省力化の推進、一定の国際競争力を有する液状乳製品、チーズ等の需要拡大といったものを推進する上で、意欲的な目標として 928 万 t と設定しているところでございます。

右上は牛肉の消費でございます。平成 19 年度は、前年度比プラス 3.6 の 5.7 kg となっております。目標につきましては、BSE 発生時の水準に回復すると見込んだものでございまして、27 年度 7.7kg という設定になってございます。

右下の 19 年度の国内生産量でございますが、51 万 t でございまして、前年度と比較しまして 3.7% 増加。この目標値につきましては、肉専用種子牛の供給量の拡大、また飼養衛生管理技術の向上等による安全・安心な牛肉生産の推進、生産性の向上や省力化の推進による一層のコスト縮減、業務用・加工用需要に対応した生産供給体制の整備といったことを勘案した上で、これもまた意欲的な目標として 61 万 t としてございます。

5 ページ目をお願いします。これは乳用牛の飼養動向でございます。飼養戸数につきましては、小規模層を中心に減少しておりまして、近年は年率 3、4% 台という減少率になってございます。飼養頭数も減少傾向。他方、1 頭当たり経産牛飼養頭数、または経産牛 1 頭当たり乳量は着実に増加という状況になっているところでございます。

6 ページ目は、「牛乳・乳製品の需給動向」でございます。生乳生産量につきましては、平成 9 年以降おおむね減少傾向で推移しておりますが、さらに平成 18 年度は、減産型の計画生産ということで、2.4% の減少となっております。

地域別で見ますと、19 年度につきましては北海道では 1.3% の増加、都府県では 2.7% の減少、全国では 0.8% の減少でございます。また、20 年 4 月～21 年 2 月を見ますと、北海道では 2.2% の増、都府県では 3.9% の減、全国では前年の水準を 1.0% 下回っているという状況になってございます。

7 ページ目で、「総合乳価の推移」でございます。総合乳価の近年の動向につきましては、飲用需要の低下や脱脂粉乳過剰在庫処理対策の影響から低下傾向で推移してございました

が、平成 20 年度は乳価の引き上げや需給状況等から北海道、都府県ともに上昇しているという状況でございます。

その次のページの、「主要乳製品の生産量、価格等」でございます。脱脂粉乳やバターの生産量につきましては、近年、減少傾向で推移してございます。価格につきましては、脱脂粉乳は 10 年度から低下傾向で推移しまして、バターの価格も 16 年度以降は低下傾向で推移してまいりましたが、20 年 4 月～21 年 2 月につきましては、脱脂粉乳、バターともに上昇しております。

他方、期末在庫に関しましては、脱脂粉乳は 15 年ごろの過剰な在庫量に対しまして、脱脂粉乳過剰在庫処理対策等によりまして 21 年 2 月末で 3 万 9000t という状況でございます。バターにつきましては、19 年度に 1 万 9000t まで在庫量が減少いたしました。21 年 2 月末では 2 万 7000t という状況になっているところでございます。

9 ページ目。酪農経営における生産費の状況をお示ししてございます。北海道、都府県と並んでございますが、生産費における飼料費の割合に着目いたしますと、北海道、都府県ともにトータルで約 45%。飼料費は流通飼料費と牧草・放牧・採草費を足したもので、ともに 45%でございますが、北海道より都府県のほうが流通飼料の割合が大きくなっているという状況でございます。

10 ページ目でございますが、酪農経営における生産費を時系列に見たものでございます。棒グラフでございますが、北海道、都府県ともに費用合計は増加傾向にあるということでございまして、費目ごと——これは折れ線グラフでございますが——緑の折れ線グラフの飼料費につきましては増加傾向でございますが、赤の折れ線グラフの労働費は減少傾向ということで、省力化が進んでいるのではないかと考えられるところでございます。

11 ページ目で、肉用牛の飼養動向でございます。飼養戸数は小規模層を中心に減少してございまして、近年は年率 4%前後の減少で推移しておりました。ただ、20 年は 2%台の減少となっております。飼養頭数につきましては、15 年以降、緩やかに減少傾向でございましたが、18 年より再び増加しております。また、一戸当たり飼養頭数も増加しているという状況でございます。

12 ページでございますが、肉用牛の飼養規模拡大の進展の状況というグラフを付けてございます。繁殖雌牛 10 頭以上層の戸数シェアは 17 年まで増減を繰り返しておりましたが、それ以降は増加傾向でございます。肉専用種肥育牛 50 頭以上層の戸数シェアも増減がございまして、18 年以降は増加傾向。他方、乳用種肥育牛 100 頭以上層につきましては、戸数

シェア、飼養頭数シェアともに、15年までは増加してまいりましたが、16年以降はやや減少傾向でございます。

次に、13 ページ、「牛の枝肉卸売価格と肉用子牛価格の推移」。これはよく御承知のとおりだと思います。枝肉の卸売価格は特に最近低迷しているということで、特に高価格帯における和牛の枝肉価格の低下が顕著でございます。肉用子牛の価格につきましても、枝肉価格の低下等を反映しまして、おおむね低下傾向で推移という状況でございます。

14 ページ目でございますが、肉用牛経営における生産費を見たものでございます。まず左上の子牛でございますが、飼料費が3分の2。これは流通と牧草等と足したものでございまして、労働費が全体の4割となっております。

肥育についてご覧いただきますと、去勢若齢肥育牛経営では、もと畜費が半分以上という状況になってございます。乳用雄肥育では飼料費が半分以上ということで、交雑種では飼料費が一番高いですが、もと畜費とほぼ並んでいるという状況でございます。

15 ページ目でございます。これも同様に生産費の推移でございます。これも各畜種、各形態とも増加傾向で推移してございます。費目別に見ますと、飼料費やもと畜費が増加傾向で推移してございますが、酪農と同様、労働費は減少しているという状況でございます。

16 ページ目は、牛乳・乳製品の流通スキームを図示しているものでございます。

17 ページは牛乳・乳製品の製造工程のスキーム図でございます。

18 ページは「牛肉・豚肉の流通」でございますが、生産農家で肥育された牛につきましては食肉卸売市場、食肉センター等でと畜された後に部分肉に加工ということで、食肉センターからは直接各販売店に輸送されるものもあるという状況でございます。

19 ページは日本の畜産における飼料の状況でございます。日本の畜産では平成19年度で25%が国産の飼料で、75%は輸入の飼料原料を利用しているということでございます。粗飼料では飼料自給率は78%でございますが、濃厚飼料ではわずかに10%でございます。もちろん、輸入穀物をすべて国内で生産するほど日本には農地はございませんので、それを全部生産する訳にはいかないのですが、飼料の自給率をできるだけ高めるということで、平成27年度には粗飼料自給率100%、濃厚飼料自給率につきましても14%ということで、全体で35%という目標を掲げているということでございます。

20 ページは配合飼料価格ですが、4～6期につきましてもさらに下がって、約5万2000円まで下がっているところでございます。

21 ページの粗飼料と濃厚飼料の需要の状況でございます。真ん中のグラフの飼料需要量。

8割を占める濃厚飼料につきましては、約9割が輸入に依存となっているところでございます。また、各畜種によりまして粗飼料と濃厚飼料の給餌割合が異なっており、粗飼料につきましては酪農及び肉用牛の繁殖経営で多く給与されているという状況でございます。他方で肉用牛の肥育及び中小家畜につきましては、濃厚飼料の給与が中心という状況になっているところでございます。

22 ページは「自給飼料の生産状況」でございます。飼料作物の作付面積でございますが、近年減少傾向で推移してきております。20 年は速報値でございますが、配合飼料価格高騰に対する自給飼料生産への機運の高まりといったこともありまして、増加に転じておりません。

単収と収穫量は19年までの数字でございますが、そこまでは、近年、単収横ばい。収穫量につきましても、作付面積、単収伸び悩みで横ばいないし減少。19年までではそういう状況でございます。

23 ページ、大家畜経営内における自給飼料の使用割合ですが、飼養頭数規模の拡大に見合った飼料基盤の確保の遅れ、または労働力不足等によりまして、利便性がよくて労働負担の軽減にもつながる輸入粗飼料が利用される傾向が高まっていたということで、自給飼料の割合は低下傾向で推移しております。ただ、近年はやや横ばいでございます。

最後のページでございますが、「自給飼料の生産コストと購入飼料価格」でございます。自給飼料の生産コストにつきましては、昨今の燃料費の高騰による生産資材費の増加がありますが、コントラクター等の生産組織の育成活用による省力的かつ効率的な飼料生産にもよりまして、近年は横ばいないし低下傾向でございます。ただ、この自給飼料につきましては、輸入粗飼料と比較してコスト面では優位にございますが、先ほど申し上げました利便性、労力等の面でまだまだ輸入粗飼料に依存している状況かと存じます。

この資料につきましては以上でございます。

参考資料2、3、4、5につきましては、これまで企画部会で提出された資料でございます。ちょっと大部にございますが、御参考ということでございます。

参考資料6は、「農政改革の検討方向」という資料で、「農政改革関係閣僚会合決定」というものでございます。まず、この農政改革関係閣僚会合につきましては、政府一体となって農政改革を進めていくための体制を整備するとともに、農政改革について検討していくということで、6大臣で構成される農政改革関係閣僚会合が開催されているというものでございます。この農政改革関係閣僚会合の下に、鈴木部会長もメンバーとして御参加い

ただいておりますが、農政改革特命チームというものが設置されまして、2月6日から10回にわたる会合を経まして、4月15日にこの「農政改革の検討方向」を取りまとめまして、4月17日に閣僚会合に報告され決定となったものでございます。

中身について御説明いたしますと、報告書はⅠで基本的考え方と、Ⅱで検討項目と検討方向ということで構成されてございます。まずⅠの基本的考え方でございますが、1「農政改革の必要性とその目的」につきましては、例えば(2)をご覧くださいますと、「農政改革の必要性とその目的」とございまして、①でまず産業としての持続性の再生をしなければならない、②として安定的な食料供給力の再生を図らなければいけない、③としまして、農村の活力の再生ということがうたわれているということでございます。

2で改革の成果の共有について記述されておりまして、3に行きますと国民的議論の喚起となっており、例えば、3ページ目の①のところをご覧くださいますと、「透明性と公平性が確保されたわかりやすい政策を展開する必要」ということと、②では「農業・農村サイドの自らの努力に加えて、誰が、どのような負担によって、我が国農業を支えていくかということについても、国民的議論の中で検討を進める必要」といった記述がされてございます。

4では「国民に信頼される農政の推進」。

5では「政策目標のあり方」について記述がされています。

Ⅱで「検討項目と検討方向」でございますが、まず1で食品の安全性の向上がうたわれてございまして、(1)で「生産から消費における安全性向上と科学に基づくリスク管理」について記述され、(2)で農産物・食品の安全性向上がうたわれておりまして、さらに(3)で消費者への食品情報提供の充実による信頼性の向上が書かれているところでございます。

2「担い手の育成・確保」でございますが、例えば(1)「担い手問題の検討の基本的方向」のところでございますが、「今後、新しい担い手の参入を促す仕組み、それを経営感覚を持った経営体に育てる仕組み、それを支えていくための仕組みといった体系を立てて総合的な担い手対策について検討する」という記述がされているということで、(2)以下、それぞれの項目について若干記述がされているということでございます。

3では農地問題です。平成の農地改革の問題について記述しております。

4に行きますと、「農業生産・流通に関する施策のあり方」でございます。例えば、(1)では需要を基本とした対策の構築がうたわれております。(2)「作物別の特性に応じた施策の構築」の一番最後のところでございまして、「戦略的穀物政策の総合化を図るべき」と

いう記述もされています。(3)は米の生産調整の問題です。

8ページ目でございますが、5「農業所得の増大」の(1)「農業所得問題の政策上の位置付け」の①の冒頭で、「これまで所得問題に明確に焦点を当てた政策的議論が十分行われてこなかった」となっております。さらに「体質強化等を通じた農業所得の増大を実現する方向で、検討」という記述がされております。

さらに②でございますが、農業所得は「生産量×価格－コスト」でございますので、この3つの要素に着目して所得の最大化を図る方策を検討すべきだということで、それらの項目につきまして、この報告書の後ろから2枚おめくりいただきまして、別紙1の2というところで、畜産についてもこの3要素に従って記述されているというところでございます。

若干御紹介いたしますと、この右のところで、販売価格向上、販売量の拡大、コスト縮減と3つございますが、例えば乳用牛のところの価格向上では【需要を起点とした生産】、【付加価値の向上】、【適切な価格形成】。販売量の拡大では【国産消費の拡大】、【新たな市場・利用の開拓】、【加工・業務用への対応】。コスト縮減では【生産プロセスの改善】、【流通・加工費の低減】でございます。肉用牛のところでは、販売価格の向上では【付加価値の向上】が書いてございまして、販売量の拡大では、これも【国産消費の拡大】、【新たな市場・利用の開拓】、【加工・業務用への対応】。コスト縮減でも【スケールメリットの発現】、【単収など生産性の向上】、【生産プロセスの改善】、【流通・加工費の低減】という論点が畜産についても挙げられているところでございます。

また、本文にお戻りいただきまして恐縮でございますが、9ページの冒頭、6「食料自給力問題」というところです。(1)では、食料安定供給のための政策目標の設定について幅広い観点から改めて検討する必要があるのではないかという記述がされてございます。

7では「農山漁村対策」です。

8では農商工連携や教育面など、社会的な観点からの連携も含めた「連携軸の強化」の問題。

9では「新しい分野への挑戦」として、未利用バイオマスや太陽光などの問題。さらには、耕作放棄地解消プロジェクトなどといったプロジェクトをやっていく必要があるのではないかといった記述がされているところでございます。

今後、農政改革特命チームにおきましては、この検討方向に沿いましてさらに具体的な検討をしまして、夏を目途に農政改革の基本的方向に関する中間取りまとめ案を農政改革

関係閣僚会合に報告する予定であると聞いております。

次に、順番は前後しますが、資料6の本畜産部会の検討スケジュールでございます。これも前回御説明したとおりに、さまざまな情勢変化で今後とも変わり得るものでございまして、現時点で考えているものでございます。

前回との違いにつきまして説明いたしますと、まず右側の企画部会の状況につきましては、4月～8月の一番下で、8月に中間的な整理をするということが昨日の企画部会で明らかにされているといった状況でございます。

左側の畜産部会でございますが、本日は基本的に現行の酪肉近の工程管理と、酪農・肉用牛の動向について御説明させていただいたというところで御議論いただくということでございます。第2回は、5月に牛乳・乳製品と牛肉についてさらに深掘りした御議論をいただき、6月には自給飼料・流通飼料、家畜ふん尿、安全・安心についてさらに深掘りした御議論をいただきたいということでございます。9～12月は論点を整理し、だんだん固めていくということで、1月～3月に入りますと大変多くの会議が入って大変恐縮でございますが、1月下旬ごろに骨子案みたいなものをお示しできないかということで、その下に、これはまた改めてお諮りしたいと考えてございますが、最近の透明性の流れの中で、この骨子案につきましても広く意見募集を実施したいと考えてございます。

また同様に、本年度も、本年やりましたが、関連対策に対する政策提案の募集をしたいということで、目標としましては、3月末までに酪肉基本方針をおまとめいただくという非常にタイトなスケジュールでございますが、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

私の説明は以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

まず、最後に御説明いただきました当部会の今後の検討スケジュールにつきましては、特段の御異論がなければ、大体このような形で進めさせていただきたいと思ひますが、この点はよろしいでしょうか。

○神田委員 スケジュールですが、ここの部会と企画部会との関係です。企画部会で出されたここの部会の関係の意見もこちらに来ながらじぐざぐした感じでやっていくということでしょうか。多分そうじゃないと、ここでやっていることがどうなのかな、この表だどどういうふうに絡んでいくのかというのがわからないのです。逆に、こちらで出た意見が企画部会のほうに行って見てもらえるのかどうかということも含めて教えていただければ。

○鈴木部会長 企画部会の議論とこの畜産部会の議論との連動と申しますか、関係につい

てお願いします。

○山根畜産総合推進室長 まさに委員の御指摘の通りで、企画部会と当部会もいろんな面で連携しなければいけないと思ってございます。更には、先ほどの農政改革の報告書も含めて、全体として連携しまして、最終的には新しい基本計画ができて、新しい酪肉基本方針ができるということでございます。この企画部会の進捗状況につきましては適宜こちらのほうにフィードバックさせていただきたいと思っておりますし、また当部会の検討状況につきましても、状況に応じまして企画部会に御説明することになるかと思えます。いずれにしましても、うまく全体として連携して整合性をとって進んでいくようにやっていきたいと考えているところでございます。

○鈴木部会長 よろしいでしょうか。

○神田委員 そうだと思いますが、今日は膨大な資料が当日配付で出されています。ですので、そういう場合には例えば、企画部会が開かれているのであれば、その中で当部会に関係ある指摘が現時点であるとかいうことがあるならば、私たち今日いただいたばかりで、この資料を読めない訳ですから、そういうことの説明があったほうが良いような気がいたしましたという意味で、関係をはっきりさせておきたいなと思いました。

○鈴木部会長 お願いします。

○山根畜産総合推進室長 申し訳ございません。今後、企画部会で畜産に関する議論があった場合には、当然そういったものはきちっとフィードバックしてまいりたいと考えてございます。

○鈴木部会長 必要に応じて事前に情報を皆様にお送りするとか、いろんな形で関連がうまくとれるように気をつけたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○八巻委員 質問でございます。スケジュール上の質問ですが、資料6で枠が少ないから書いていないのかもしれないのですが、家畜改良の関係は第2回、第3回、どちらで議論する予定になっているのでしょうか。

○山根畜産総合推進室長 家畜改良につきましては、前回は御説明いたしましたが、非常に専門的な面が強うございますので、まずそういう専門的なところで場を作って検討いただきまして、その上で、ある程度の段階で畜産部会で御議論させていただきたいと思っております。とりあえずそういったことで、この1月下旬の第7回に置いているということでございます。また状況を見て考えさせていただきたいと思っております。

○鈴木部会長 ほかに、スケジュールの関係で質問等は。

神田委員。

○神田委員 済みません、たびたび。もう一つ、全体的な基本計画の検討をするという基本のところの考え方に、国民的議論を踏まえて進めるというふうになっている訳です。この場合、今日いただいた資料6のスケジュールの中で、前回のテーマで意見募集をしたものがありましたが、こういったことについて意見募集をすることも考え方からいくと必要ではないかと思うのですが、それはどういうふうにするのでしょうか。

○鈴木部会長 国民的議論を喚起するという点でどのように対応されるのかということで、お答えをお願いします。

○山根畜産総合推進室長 私どもとしては、現時点ではとりあえず1月の骨子案に対する意見募集、パブリックコメントに準じたような形で、国民の皆様方にご覧いただいて御意見を募集することを考えてございますが、企画部会でどういうことをやるのかといったことも睨みながら、いろいろ工夫できる余地がないかどうかにつきましてはまた勉強させていただきたいと思っております。

○鈴木部会長 とりあえずそういうことで、よろしいでしょうか。

それでは、そのあたりの点を踏まえまして、今後、このスケジュールに基づいてやっていくということにさせていただきます。

意見交換

○鈴木部会長 では、次に意見交換に入りたいと思いますが、まずは資料3と資料4、工程表に係る部分の御議論をいただきたいと思っております。これにつきましての質問、御意見等をお願いいたします。質問につきましては、可能な限り3つ程度で一度をお願いいたします。

では、どなたからでも結構でございますので、忌憚のない御意見、御質問をお願い申し上げます。

○富士委員 3点です。一つは、経営安定対策のところ、22年度以降の次期対策について、肉用牛のマルキンということで検証を検討していくということでした。それはそうだと思うのですが、もう一つ、牛乳・乳製品の生産拡大、需要拡大という中で、930万tですか、将来120～130万tふやしていくという目標があります。そうすると、チーズとか液状乳製品とかいう需要の拡大とそれに合わせた生産拡大、それに結びつけた工場の整備等が

あると思うのですが、一方でそういうチーズ向けや液状乳製品における乳価の経営所得安定対策も検討項目に入れる必要があるのではないかなというのが1点。

2点目は、配合飼料価格の安定基金ですが、14 ページで通常補てん基金の市中銀行から長期借入（900 億）している状況になっている訳ですが、この借入金の利子補給という支援はある訳ですが、今後の借入金の900億の返済について当初の考え方に変わりはないのか、それとも現在のいろいろな配合飼料原料をめぐる状況を踏まえて、借金の返済についてどう考えているのか。これは質問でございます。

3点目は、飼料用米、えさ米の普及推進、国産自給率の向上ということですが、なかなかふえないというのがあります。一つは、専用品種の普及推進という部分がまだまだ弱いというのと、つくってからの流通、それから畜産農家へ最終的に供給していくという流通対策という面と、あと生産対策とあると思いますが、そういう3つの面からもうちょっと本腰入れて普及しないと、我々の現場の意向調査でも、今年度2000ha強ぐらいの飼料用米の作付意向でまだまだ出発した段階だということですが、さらにここを普及推進していくためには、そういう3つの方面からのてこ入れといいますか、推進が要ると思うので、これについてお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

これは関連でもその他の点でも結構でございますが、ほかの委員の方からは何かございませんか。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員 鈴木先生、今の討議は資料3と4の工程表についてのということですが、これから酪肉近を議論していく上で、こういうことを考えたらどうだろうという話でもよろしいですか。21年度の計画ということですが。

○鈴木部会長 はい。

○阿部委員 それでは、これから酪肉近の議論が始まる訳ですが、最初にこういうことを意識しておいたらいいかなといったことについて、私が専門の酪農についてですが、3つほど簡単にお話をしたいと思います。

いろいろお話がありましたが、酪農について、これからの——多分32年目標になると思うのです。27年から5年先——長期目標をいろいろ考えていく上で、一つ、日本の酪農の多様性を意識して、それを尊重するという方向で議論していったらどうかと思います。

その多様性というのは、酪農を一くりにするのではなくて、この2年間経験したよう

に、日本の飼料構造が金太郎飴的で、どこもホモな状態であったがために、飼料価格が高騰で一斉にピンチに立ったということですから、飼料の自給構造の多様性。昔の話になりますが、例えば水田型酪農だとか、畑地型酪農だとか、平場の草地型酪農だとか、それから放牧の草地型酪農だとか山地酪農といった個々の飼料自給構造の多様性を明確に意識しながら議論をしていくことがより現実ではないかと思えます。

もう一つの多様性というのは、前回の企画部会でも申し上げましたが、これから酪農家戸数がトレンドで少なくなっていく場合に、規模の構造で、多分ビッグファームと、農業生産法人と、それから強い形態の家族経営に分化していくだろう。そういったような規模と経営タイプとそれぞれに視点を当てながら議論をしていく。一くくりに酪農というくくりではなくて、そういうことが大切かなと思えます。多様性についてはそういうことです。

2つ目は、私は技術屋ですから、酪農の技術についてこれからどんなことがあるかなと考えるといろいろある訳ですが、一つは、乳牛は夏、暑熱にとっても弱いですから、これから地球温暖化という方向に向かっての暑熱対策が一つあるでしょうし、それから高乳量化、乳量が高くなっているということで繁殖成績が本当に悪くなっているということですから、これを改善していく。

もう一つ、農水省の皆さん、議論を始められているようですが、これからの長期的なことを考えていくと、日本の乳牛に関する——乳牛だけではないですが——アニマル・ウェルフェア、家畜福祉を生産構造の中でどういうふうに位置づけしていくかという議論もこの中で必要かなと。3つぐらい技術論としてあると思えます。

もう一つ、最後はこのごろとっても心配していることとして、牛乳の、飲用牛乳の消費量の低下があるのです。会議に来る前にちょっと調べてみましたが、ピークが平成6年の1人当たり約42kg飲んでいた。それが平成19年には農水の統計表で見ると約35kgと7kgぐらい減少していて、率にすると16%の減少。そして、その減り方を見ていくと、ゆっくりゆっくりと低下してきたのが、平成17年からトントンと落ちているのです。急速に落ちちゃっているのです。平成17年が37kgで平成19年が35kgですから、その結果として、先ほどのデータにもありましたように、都府県の飲用牛乳はずっと500万tで、これは日本で、要するに生産するという一種の聖域だと考えていたのが、今は400万tぐらいに少なくなってきた。これからどういうふうになっていくのだろうか。

27年度の時には、先ほど課長からお話がありましたように、かなり大きな生産目標が立った。しかしながら、トレンドでいくと、牛乳生産量も低下している。それから、飲用

乳が低下していくということになると、これから目標立てるときの、いわゆるこの長期的な目標を議論していくために、今の飲用牛乳の消費拡大のための消費者運動の評価であるとか、少子高齢化でどうなるのかとか、日本の食生活の中の牛乳の位置づけ、あり方だとか、それから乳糖不耐症の問題だとかいったようなことについて、この部会の中でも議論しながら酪肉近の目標を立てていくことが必要かなと考えております。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

向井委員、お願いします。

○向井委員 私のほうも、ただいま阿部先生から乳用種の話についていただきましたが、今いただいた乳用種という言葉を肉用牛に置きかえてもらったら全く同じ議論になろうかなと実は今お話しさせていただきたいと思ったのですが、既におっしゃられましたので、その面はもうよろしいとします。

特に、工程表の中で説明いただきました生産性向上という問題。生産性向上のための肉用牛の検討会等の実施、あるいは施策の検証という言葉があるのですが、ここでおっしゃっている生産性というのはどういう意味を持たれているのかということを少し御説明いただきたいと思っております。といいますのは、先ほどから国産飼料の増産という言葉がたくさん出ているのですが、一方で肉用牛で売っております、特にいわゆる和牛につきますと、ここ近年、脂肪交雑という、脂肪を蓄積させるという機能一点に絞った生産目標。あるいは、あたかもそれがすべて牛肉の最終目標であるかのような生産構造が今とられている。その結果として、肥育期間も30カ月を超える、あるいは濃厚飼料もおよそ5000kgにも及ぶような農耕飼料を1頭当たりの肥育牛をつくるために生産する。すなわち、現在高級、最高級の牛肉と言われますと、100g当たり脂肪が60gにも達するものを目指した生産が行われている。これはいかななものであるのかということも、生産性という意味から言うと、経済的な側面、あるいは生物学的な側面から見ても少し考えざるを得ないという状況に至っているのではなかろうかと思っております。そのことがいわゆる肉用牛の繁殖生産構造から消費構造にまでかなり大きな影響を与えているのではなかろうかと思ったりもしております。

特に、食育については、乳製品についてはさまざまな取組が行われている訳ですが、一方で、牛肉等について、今日も消費者関連の委員の先生方がたくさん出席されておりますが、必ずしもそれが全てであるというものではなくて、もっと多様な消費の仕方等も含め

て生産拡大という形にも取り組んでいただきたい。

効率というものを、もっと多様な側面から見ていただきたい。そうしなければ、農政改革の中にも挙げられているような今後の持続的な食料生産は必ずしも安心できないのではなかろうかというふうに先ほどから聞いていたところですが、今、阿部先生のおっしゃるとおり、いわゆる多様なありようというのが今後必要だろうと思っておりますので、その観点を含めた検討会を行っていただきたいと思います。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、ここで一度切らせていただきまして、工程表だけの議論に限定するのは難しいかもしれませんが、今、さまざまな論点を御提示いただきましたし、質問もございましたので、順次事務局からお願いします。

○大野畜産振興課長 畜産振興課長の犬野でございます。

今、幾つか御意見をちょうだいしましたので、答えられる範囲で答えさせていただきたいと思います。まず、富士委員からお話しございました配合飼料の安定基金でございます。現在、市中銀行から 900 億の借入金、それから農畜産業振興機構から 292 億、合わせて 1192 億の借入金がございます。このうち、市中銀行から借りている 900 億円については、来年度から 5 年間で償還する予定になっています。考え方としては、メーカー、生産者の方々から通常補てんの積立金を年間 360 億円積み立てられますので、その半分を返済に回していくというもくろみで償還計画を立てております。

これは去年みたいな高騰がないという前提でございまして、今年も 1～3 月期、4～6 月期と合わせて 1 万 5500 円配合飼料価格が引き下がったところで、これ以上ぐんぐんぐん下がるというのは見込みづらいという状況ですが、一方で、今ぐんぐん上がっていく、また去年のような高騰をするという状況もなかなかないということで、今のような安定した状況が続けば高止まりというのはあるのですが、5 年間で無理なく返済できるのではないかなと思っております。

ただ、実際に通常補てんを発動してなくなったというときには、例えば今年の 21 年度末には発動がなければ異常補てん 340 億積まることとなりますので、そういうのをどういうふうに利用していくのかということも合わせて、この制度については皆さんの御意見も承りながら、とにかく安定運用できるようにやっていきたいと考えております。

えさ米、飼料用米ですが、これは専用品種の各普及、流通対策、それから生産対策、3 つの側面からというお話でございました。専用品種はまず種子の確保から始まる訳ですが、

私ども、種子の確保のための協議会を設けていまして、これは飼料研、私ども農研機構、家畜改良センター、それから関係団体に入っていただいて、種子の確保、それから増殖と
いった体制を事業も利用しながらやっていく。根っこのところは今そうやっておりまして、
日本草地畜産種子協会でも確保しているのですが、需要以上に、今、種子が確保されて
いる。それはもう少し作付がふえる余地があるのではないかというのと裏腹だとは思
うのですが、今のところ専用品種についてはそういう形で確保させていただいている。

流通、生産体制。これはまさしく、どういう支援がなされるのか。それによって、生産
者団体の方々あるいは水田協議会、どういう取組をされるインセンティブがあるかとい
うことだと思っております。これについては水田等有効活用促進交付金で3年間、基本的に5万
プラス5000。そして今回、先ほど企画課長から説明しましたように、追加経済対策の中で
2万5000と。こういったものを活用していただいて。

あと、私もおとつ青森に飼料米の普及ということでキャラバンみたいなのに行ってきた
のですが、とにかく国、県、それから実際にそれを支えられる農協、協議会といったと
ころで、みんなでこういった支援策を活用しながら進めていく必要があるのだろうと思
っております。

阿部先生から、酪農の多様性というお話がございました。私どもも全く同感でござい
まして、毎年放牧サミットというのを開催しております。昨年の9月、北海道であったの
ですが、放牧サミットでは酪農の集約放牧をテーマにやらせていただきました。そのサミ
ットで、酪農で放牧を取り入れた優良事例みたいなのを紹介していただくとともに、現地
で実際に放牧酪農を実践しておられるところを研修の舞台にして、300人ほど集まった
のですが、そういう取組をさせていただいていまして、こういう飼料が高騰した後、下が
ったとはいうものの、割と高どまり。以前に比べれば高い中で、国内の資源を利用して
どういう酪農ができるのかというのを、一本のタイプではなくて、いろんな多様性を持
ったやり方でやっていくというのが私どもは必要だと思っております。

それで、酪農技術の中で暑熱ストレス対策とか、高乳量で繁殖能力が低下している、あ
るいは——私ども、今、畜産技術協会へお願いして委員会をやっていただいています
が——アニマル・ウェルフェアの問題。畜種ごとに、家畜改良増殖目標を作成するた
めに開かれる研究会の中で議論させていただきたいと思っております。

向井委員からお話しございました、肉用牛の生産性向上の意味はということですが、
2月でしたか、畜産部会で私から御説明させていただきましたように、今の家畜改良増殖目

標で、最も達成がおくれている分野が分娩間隔、それから肥育期間の短縮といったこと。それから、これからの課題として、粗飼料の利用性とか放牧適性とかいったことを含めて、肉用牛について研究会を開催させていただきますので、その中で議論していただければと思っております。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

牛乳課長、お願いします。

○大杉牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長でございます。

富士委員、阿部委員から関連の御質問、御意見をいただきました。牛乳・乳製品の生産、需要の拡大を図っていく上で、特にチーズ、液状乳製品の振興が重要であることについて御発言がございました。もちろん、生産者乳価については指定生乳生産者団体と乳業メーカーとの間の交渉で決まっていく訳ですが、チーズ、液状乳製品等については19年度から21年度まで御案内のとおり、需要構造改革事業と生乳需要構造改革事業を実施しまして振興してきた訳です。では、その後どうしていくのかという問題がまずございます。

チーズについては御案内のとおり、29.8%の関税のもとで外国産のチーズと競争しているという構造にございます。したがって、国際価格の動向に大きく左右される訳でございます。昨今は、一時期高騰前の2倍ないし3倍まで上がっていた国際価格が高騰前の水準ぐらいいまで落ちてきておりますので、そういう意味で国内のチーズ生産についていろいろ問題が出てきているという状況にございます。こういったことも踏まえて、国産のチーズの振興に、そしてそこに向く生乳の生産振興にどういうふうに取り組んでいくのかというのが課題であろうと思っております。

液状乳製品、これはもともと脱粉・バターに比べてより外国産の乳製品との競合の度合いが小さいということから、この生乳需要構造改革事業においても振興してきた訳でございますが、これを今後どうしていくのかということを検討していかなければならないと考えております。

牛乳の消費の減退の点、これも前回あるいは前々回の畜産部会で御説明したことでございますが、確かに一人当たりの消費量にしましても、全体の消費量にしましても、落ちてきております。この10数年の間に2割、3割落ちてきている訳でございますが、これは人口構造が変化をしてより牛乳を多く消費する若い世代が減ってきているという構造的な問題がございますし、また茶系飲料あるいはミネラルウォーターとの競合もあり、こういう

現象は不可避であるという状況ではないかと思っております。ただ、直面する問題としては、この不況下で、また3月1日からの牛乳の価格改定もあり、消費がトレンド以上に落ち込むことをどうやって食い止めていくかということであり、官民挙げて消費の維持拡大のための取組をしているところでございます。

中長期的にどう考えていくのかということについては、意欲的な928万tという生産の目標を掲げている訳でございますが、そのために生乳生産の基盤の強化を図っていく必要がある訳ですが、それと同様に、あるいはそれ以上に重要なのが、需要をどうするかというところでございます。牛乳の消費のトレンドを念頭に置きながら、牛乳・乳製品全体として眠っているニーズを掘り起こしていかなければならないと考えております。牛乳だけではなく、乳製品の世界でも新商品の開発などによりましてニーズを掘り起こしていく必要があると考えております。

もう一つ、チーズあるいは脱粉・バターに関連してでございますが、チーズは御案内のとおり、生乳換算で320万tもの国内需要がある訳でございますし、またそれは伸びていく訳でございますが、その太宗が輸入品で占められています。この構造をどういうふうに変えていくのかという問題ではないかと思えます。そこに大きな、ニーズを具現化するベースがありますので、これをどうするのかという点。それから、毎年80万tないし100万tぐらいの調製品が輸入されております。粉乳系の調製品、乳脂肪分系の調製品が国内の脱粉・バターと競合する関係にありますので、これに対してどういうふうに取り組んでいくのかといったことではなかろうかと思えます。そういった観点も踏まえながら、中長期的にどうしていくのかということを検討していきたいと思えますので、御議論をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、ここでちょっと休憩を挟ませていただいて、また後半の議論をさせていただきたいと思えます。それでは、時間がちょっと押していますが、10分程度ということで、あの時計で3時10分を目途に再開したいと思えますので、休憩に入らせていただきます。

〔暫時休憩〕

○鈴木部会長 それでは、時間になりましたので再開いたします。休憩前に引き続きまして意見交換を行いたいと思えますが、まず工程表の関連につきましてはほかに御意見はございますか。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 工程表に関係すると思うので、どうしても10ページの安心・安全と食育の関連のところについて関心がございますので、意見を申し上げてみたいと思います。参考資料6は非常に理解しやすいといえますか、胸にストンと落ちるといふか、私としては読んでいて非常に気持ちがいい内容だと思いました。

それとセットでいろいろと考えてみますと、資料4の10ページの、安全と消費者の信頼の確保並びに食育ですが、これが別物ではなくて、食育というのは必ず安心・安全がセットになっているものだと私は考えるのです。安心・安全はどちらかというところにはHACCPとかポジティブ・リストとか書かれているように、科学の情報が中心になってくると思いますが、科学的な安全性の取組を的確にどうやって消費者に伝えていくのかがある意味で食育ではないかと思っております。

一方、食育のところを見ますと、過去からずっと、どちらかというところと触れ合いとか、感情論的な情報提供、教育というところが大きくなっていて、そのところにギャップが生まれてくるのではないかなという心配を感じます。もちろん触れ合いファームというのは非常に重要で、歴史もある食育の取組だと思っておりますが、それだけではない何か新しい、まさにこちらの参考資料6の農政改革の検討方向にあるように、行政一丸となって食の安全に取り組まなければいけないし、4ページで、消費者への食品情報提供の充実による信頼性の向上に結びつくことを考えた食育。食育という言葉は何も子供とか母親、教師だけではないと思いますので、今の時代、これからの時代にふさわしい、安全という科学に基づいたような食育の取組をぜひプラスアルファとして考えていただければと思います。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

神田委員、お願いします。

○神田委員 今日とは課題とか計画の工程表についての意見ということでよろしいのですよね。資料4の1ページ、これも毎回申し上げるのですが、消費者ニーズのところですね。ここでも消費者ニーズに対応した活用という形で入っていく訳です。ここから始まっている訳で、消費者のニーズの把握ということをおは毎回申し上げている訳ですが、そこをきちっとしないといけないのではないかと。先ほど、前半の最後に眠っているニーズの掘り起こしということもありましたが、ニーズに対応したという以前の、じゃ、ニーズは何なのかということをおはきちっとしていかなければいけないと思っておりますし、前回提供されました国

民からの政策提案で何人かからの意見がありました中でも、生産者の方、農業の方から消費拡大に絡めて消費者ニーズの把握を、本当に大規模な調査をして、例えば乳用品の落ち込みの原因がどこにあるのかということを見ないで、恐らくこういうことだろうではなく、きちっとその辺を見ていく必要があるのではないかという意見も出ておりました、私ももっともだなと思います。そこは重要なことではないかなと思いますので、課題というところの中に、消費者ニーズの把握をきちっとしようというのを書いておくべきではないかなと思います。

もう一つ、前回私は、小さなことですがと言いつつこだわっていたので質問したのですが、15 ページです。牛乳についてのキャッチコピーで、「ミルクって、サプリかも」というところについては、私はちょっとどうかなと思って、私だけの感覚かもしれませんが、この前お答えいただけなかったのです。これがどういう価値観のキャッチコピーなのかということ。私はその辺の価値観を聞いておきたいなと。私個人としてはずれているなと思いましたので申し上げたのですが、そういった経過がある中で、今回もまたこの備考の中に書いてありますので、改めてその辺を御説明、改めてというかこの前お返事いただけなかったので、いただきたいと思います。

○武見委員 今のことにも関連して、私もこの前神田委員がおっしゃった 15 ページの「ミルクって、サプリかも」ということについて、その後どういう議論だったのかということ。を伺いたいなと思ったのです。と申し上げるのは、その後にも牛乳・乳製品の機能性のアピールをと書いてあって、ちょっと資料は違うのですが、参考資料 6 の後ろのほうについている施策の検討方向の別紙 1 の 1 ページと 2 ページで、2 ページのところに販売量の拡大、いわゆる消費量の拡大に関して乳用牛、肉用牛、豚というところで、すべて一番最初にそれぞれの乳製品であったり肉の有用性、機能性の知識のそれを広めることが重視されているのです。それで、気になることというのは、機能性とか有用性とかいうものをどう考えるかという問題だと思うのです。今の「ミルクって、サプリ」と全く同じですが、ある食品に含まれている成分の機能性を追求していくと、それはまさにサプリメントに行ってしまうと、ある成分をそのまま抽出したものをとったほうがいい、合成されたものをとったほうがいいという話に行ってしまうと思うのです。なので、この機能性、有用性の知識について国民に普及するというあたりの、どう取り組んでいくのかということ。はかなり慎重にというか、考えてやる必要があるだろうと感じました。

ある成分ではなくて、食物を丸ごと食べることによってどういう有用性があるのかと考

えていくのであれば、まさに食品としての消費拡大につながると思うのです。だから、逆のことを言うのですが、実はこの「ミルクって、サブリかも」というのは、場合によってはミルクそのものがどういういいことがあるのかという話になっているので、ミルクって自然のサブリかもというのは、逆に、もしかしていいキャッチコピーなのではないかと。だから、そこら辺が取り違えられてはいけないということをしっかり気をつけて消費拡大をしていただきたいということが気になった点です。

もう一点、消費拡大が減ってくるということは当然学校給食がなくなって、個人の意思によって飲用するところで牛乳は消費量がぐっと落ちると思うのです。それでも、その世代であっても飲み続ける子とか飲んでいる子がいると思うのです。このことが今神田委員がおっしゃった消費者ニーズとつながると思うのですが、全体としては落ち込むような世代であっても、飲んでいる子とか飲んでいる要因は何なのか。もう少し丁寧に、全体ではなくてそうしたことを見きわめていく。そうすると、その子たちがなぜ飲み続けられたか。それは多分、個人の意思だけではなくて、いつもうちに牛乳があるとか。実際、小学校の調査をすると、いつもありますかということで果物とか牛乳の摂取量がきれいに出るのです。だから、そう考えると、そういう家庭的な要因とか、個人の、もちろん知識とか認識もあると思いますが、その辺まで丁寧なニーズ把握をしていくことによって消費拡大の切り口が見えてくるのではないかなと感じました。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

堀江委員。

○堀江委員 ポジティブ・リストの問題で、私、専門ではないのでわからないのですが、飼料米につきましては私のところも話がありまして、使おうと思うと収穫が秋に集中してしまいますので、保管とか、もみで保管する場合には長持ちするのですが、玄米にしてしまうとなかなか持たない。また、精米をしないとしょうがないという問題もありますので、そこら辺もこの流通の中できちんとできる方法を考えていただきたいと思っております。莫大な量を保管するしかない訳ですので、その辺の対応が大変ではないかなと思っております。

農薬のポジティブ・リストの問題でございますが、これについては千葉県でも議論になったのですが、生食用の、人間が食べるとうもろこしの茎が非常にたくさんあります。そこで、これを牛のほうのサイロに使えないかという問題があったので使おうと思ったので

すが、いや、農薬の問題で規制があるよと。生食用と家畜用では農薬が規制されているので使えないよという話が出てまいりまして、もちろん農薬については休薬期間といいますか、期限が切れている訳ですが、使った農薬が家畜では使えないものだということでありますので、ポジティブ・リストの見直しがここであると思うのですが、農場残渣を使ってもらえるようなエコフィードをやっていくためには、そういう点もこれから気をつけてやっていかなければしょうがないかなと思っております。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

○飛田委員 生産者側からの一つの考え方ですが、現在、地球規模で温暖化が進んで、本当にこの食料の生産が非常に大変な状況になってきている。国内においてもそういう状況がある。そして、例えばこの酪農で言えば、昨年の暮れにはバター在庫がなくなってきたという大きな一つの、国民の皆さんにも御迷惑をおかけをする問題が発生している。ですから、海外の問題や国内の問題を含めて、例えば先日の国際会議においても備蓄の問題が出ておりますが、国民の皆さんに安心をきちっと提供する。これは物理的に安心をどう提供するか。そして、生産現場も例えば需給調整をきちっとやっていくことによって生産も安定していくという方向からとらえたときに、工程表には入っていないなと思いますが、この問題についてどのようにトライをしていけばいいのかということ、今後、具体的にこれからの部会で議論していくということですから、具体的な話はさて置いて、そういうことがいかがでしょうかということの問題提起しておきたいと思えます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

大藪委員、お願いします。

○大藪委員 それでは、2つほどお尋ねいたします。まず一つ、これは資料5の乳用牛の飼養戸数が近年どんどんどん減ってきているのですが、それに伴って乳量も減ってきています。ただし、目標値はすごく大きく出してあったのですが、乳用頭数の確保に向けての取組というのをどういう形で考えていらっしゃるのか。ここを一つお尋ねします。

もう一つ、ホールクロップサイレージとか、飼料用米とか、お米に関していろんな政策が出てきているのですが、水田裏作における対策みたいなのは何か考えていらっしゃるかどうかをお尋ねしたいと思います。以上2つです。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。また幾つかの論点を提示いただきましたので、ここでまとめて事務局からコメントいただきたいと思えます。

○原田動物衛生課長 消費安全局代表として、担当ではないのですが、近藤委員のお話に

お答えします。確かに、我が食育という広い範囲では、消費安全局の中ではもう少しエビデンスや科学性に基づいたこともやっけていまして、幅広くやっけております。近藤委員がおっしゃるように、科学に基づいた知見で食育もすべきではないかというのは、おっしゃるとおりでございます。

ただ、今回、現時点での酪肉基本方針の工程表ですので、今ある酪肉基本方針の文言でやっけています。当時は、酪農教育ファームというのが非常に先行した例でございましたので、そういう整理をしているのだと思います。むしろ、委員の御指摘のような点を踏まえて、新しい酪肉基本方針の中でいろんな表現ぶりとか工夫をさせていただければいいのかと思っています。

○大野畜産振興課長 まず、堀江委員からお話がありましたもみ米の件でございます。もみ米はメリットがあるというのは、もみすりする手間がかからないということで、コスト的に有利である。ただ、一方では養鶏にはもみ米は使いやすいのですが、ほかの畜種になりますと、牛ですと多分そのまま出てくるのだろうなと思います。サイレージにするとかソフトグレンサイレージにするとかいう方法はあるのかもしれませんが、養鶏を考えますと、もみ米の形で利用できるほうが良いということはあるのですが、農薬の問題がやはりございまして、今指導させていただいているのは、やり方として、もみ米を使うのは構わないが、もみ米を使う場合は出穂期、穂が出る後は農薬を使わないでくださいというのは、どれぐらい残留するかという知見がないので——やり方をやらせていただいている。出穂期以降に農薬を散布する場合には、もみすりして玄米にして、中身だけ使ってくださいという指導をさせていただいています。

先ほどの 21 年度の補正の追加経済対策の中でもみ米の残留試験を載せてあるのですが、これからそういった知見を重ねていって、どれぐらいの基準を設ければ妥当なのかというのを見きわめていきたい。その上で、もっとももっともみ米の利用が円滑に進むようにしていきたいと考えています。

大藪委員からお話しございました水田裏作ですが、水田等有効活用促進交付金というのは、すぐ 5 万 5000 円とか、飼料用米のことばかり言うてしまうのですが、水田の裏に飼料作物を作付ける場合には、一反当たり 1 万 5000 円、3 年間という助成制度もその中に含まれておりますので、御活用いただければと思います。

以上です。

○藁田畜水産安全管理課課長補佐 堀江委員から、先ほど生食用のとうもろこしについて、

残留農薬が心配だという御質問がございました。それについてお答えいたします。ポジティブ・リスト制度が食品衛生法に基づいて導入されてから、主な農薬については飼料安全法で安全基準を設定しております。それが60成分でございます。とうもろこしの生食用で、実際に、具体的にどの農薬が使われているかははっきりとわからないと、正確には判断できないのですが、我々は食品衛生法の基準に違反しないように飼料安全法に基づいて農薬を設定しておりますので、まずそれに基づいて安全かどうかということが判断できます。

仮に、60成分を外れたものについても、個別の農薬について照会いただければ、我々の方である程度は判断できるのではないかと思いますので、必要があれば農政局もしくは昔の肥飼料検査所、今はFAMICと呼んでいます、そういうところに照会していただければと思います。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

牛乳関係、お願いします。

○大杉牛乳製品課長 神田委員、武見委員からいただいた御意見についてでございます。「ミルクって、サプリかも。」は、この場では評判は余りよくないですが、これは民間団体が大手広告代理店の一社の知恵を入れてつくったキャッチコピーで、広告のプロの手によるものですし、結構評判がいいと思うのです。もう一つ、「牛乳に相談だ」というのもありますが、これも業界団体が大手広告代理店のもう一社を入れてやっているもので、非常にプロ的な評判のいいものではないかと思っております。貴重な御意見をいただきましたので、参考にさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

繰り返しになりますが、牛乳・乳製品の消費の維持・拡大については、先ほども出ましたように、有用性、機能性をどうやってアピールしていくのか、あるいは新商品開発をどういうふうに促進していくのか、酪農と牛乳・乳製品に対する理解をどうやって醸成していくのかといった3つの視座から取り組んできている訳でございますが、今後については、先ほど来出ていますように、消費者が何を求めているのかニーズをしっかりと把握をするところ、力を入れてやっていくこととしております。

私、ニーズを掘り起こしていくという表現を使いまして、それもちよっと評判悪かったのかもしれない、消費者が何を求めているのかを掌握することが要はニーズを具体化する、具現化する、掘り起こしていくことになる訳で、そういう意味で申し上げた訳でございます。一番重要なところだと思っております。いろいろ御意見をいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○大野畜産振興課長 済みません、私、堀江委員の御質問の意図を間違っておりまして、流通・保管経費、施設といった体制整備ということでございましたね。これも農山漁村活性化プロジェクト交付金というのがあって、これで飼料用米——に限らないのですが——そういった新規用途前の流通・保管施設を建設するときに2分の1の助成をさせていただくというのが同時にスタートしておりますので、これで御支援できるのではないかと思います。

○鈴木部会長 神田委員。

○神田委員 お答えありがとうございました。もう結構ですが、大手広告代理店がつくったからいいという考え方は、私はどうかと思います。それはそれで、もちろんアピール度ということは専門家ですが、このものについてどういう価値観を持って何を訴えるのかということが、もしずれているということがわかれば、それは改める必要があると思いますので、そういったことではなくて、私がお聞きしたかったのはどういう価値観のもとでこういうことになっているのか。大手代理店がどういうもとにつくったのかということをお聞きできて私が納得できればそれはそれでいい訳です。ですので、もう少し丁寧にお答えいただきたかったと思いますが、次回、牛乳・乳製品について、これは流通についてもやる訳ですから、もしよろしければこういったことも含めて普及に向けての取組方の具体的なことについてできたらいいかと思います。

評判がいいということですが、じゃ、もう少し、だれにとってどう評判がよかったのか。だって、牛乳の消費が上がっていない訳でしょう。だから、そういうこととの関係で考えていかないと、いいねとただ言っているだけではしょうがないと私は思います。

消費者ニーズの把握のもとに行うのが当然だということですが、この間も私ずっと申し上げてきているが、去年も同じような議論をしたと思います。いつもこうやって出てくる資料の概要ですから同じになるのは仕方ないのですが、同じなのです。ですから、それはわかり切ったことでも書いておくべきだと私はしつこいようですが申し上げたかった訳です。

○武見委員 こちらもしつこくて申し訳ないのですが、今、「ミルクって、サプリかも」というのはある種の誤解を与えるというか、ネガティブな感情を引き起こすことは事実だと思うのです。「サプリメント」で。それが、もしかすると人の気持ちを引きつけるという意味でキャッチで評判がよいという意味なのかもしれないと思うのですが、私が後で「でも、意外といいのでは」と申し上げたのは、その意味の深さを、この取組をやっていらっしや

る、いわゆる運動を推進していらっしゃる方みんなが本当によくわかって、ちゃんとそういうふうに説明ができるのかということです。その辺が徹底していらっしゃれば、引きつけた方に対してきちっとした情報を提供できるということになっていくので、ある意味での間違いは起こらないし、いい方向へ進んで、それはもしかしたらもう少し続けば消費拡大につながるのかもしれない。その辺をきちっとしていただきたいということが恐らく神田委員のおっしゃりたいことではないかなと思います。

食育に関連したことで、近藤委員がおっしゃったこともごもっともでそのとおりだと思うのですが、一方で人の気持ちを動かすというか、行動を動かすのはエビデンスとか科学だけではないのです、というところがまさにこの触れ合いファームをやっていらっしゃるねらいなのかなという気がするのです。そういう意味では、とりあえずどちらかという気持ちというか感情を動かすことに訴えるというところがすごく大事で、実際それは栄養教育などでも、エビデンスエビデンスということが今すごく言われる中で、そうではなくて感情に訴えるアプローチをもっとしなさい、そうでないと、本当に人の行動は変わりませんということが学問領域でも出てきています。ただ、その背景としてどういうことがあるのかということを引きちと抑えていくことが必要だと思います。

もう一つ、食育のことが出たのでお願いしたいのは、では、この触れ合いファームを通じて食育に参加した方たちが本当にねらった方向に何が変わったのかという評価のところが、実は、こういう取組をやりますといっぱい出てくるのですが、じゃ、どうなったんですか。評判がよかったコピーを聞かれた方がその後どういうふうに変ったのかとか、何をやったのかということ、大規模に追いかけるのはなかなか難しいと思うのですが、そういうことも出してくださると、次の取組の具体的な手だてになっていくのかなと思いました。

○鈴木部会長 追加的に貴重な御意見、ありがとうございました。

○北池畜産技術室長 大藪委員からお話のございました優良後継牛の確保の問題でございます。参考資料8の6ページでございますが、私ども、酪農生産基盤強化緊急対策事業という事業を今年度から新たにいたしまして、その中で、特に遺伝的能力の高い優良後継牛の生産を確保するために、優良な受精卵の導入とか、③で性判別精液の生産拡大とか、(2)では飼養管理ということで、適切な飼養管理に基づく乳用牛の生産を推進するという事業を新たに起こしまして、こういう中で優良後継牛の確保の取組を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。消費の関係についてもいろいろと御意見ありまして、広告の関係では、確かに認知率が非常に高いのだが、その人たちにそれで買いましたか、飲みましたかと聞くと、いいえ、それは関係ございませんという場合も往々にしてあり得ますので、そのあたりについてもよく検証していただくことも確かに重要なと思います。

浅野委員、お願いします。

○浅野委員 牛乳でいろいろ応援の意見を言っていたいただいて、本当にありがたいなと思っております。「牛乳って、サプリかも」というのは、私どもと違う民間協会で作ったアイデアといいますかキャッチコピーですが、牛乳は自然のサプリなのではないか、化学合成品ではありませんよ、そういうのではない自然のサプリですよという意味で使っている訳です。

それはそれとしまして、皆さんの牛乳に対するいろんな消費拡大の応援にまずはありがたいなとお礼を言うとともに、6月に役所の応援、あるいは業界の総力を挙げて、牛乳の月間、あるいは6月1日には牛乳の日ということで、今年は昨年以上に大きな取組を全国的にやることになりました。うちの社内でも、全国に指示の文書を出しておるのですが、ちょっと御紹介させていただきたいなと思っておるのです。

まず、キックオフのイベントを5月31日に有楽町の駅のそばでやります。「ミルク・エクスポ・アット・有楽町」をキックオフとしまして、牛乳の日の健康セミナーを6月1日に築地の時事通信ホールでやり、それからおいしいミルクのセミナーを5月20日～6月30日まで全国8カ所で10回行うこととしております。これは一般の方は全部応募して聞くことのできるやつです。それから、乳業会社の全国の一斉工場見学、6月、牛乳月間で今60工場になっていますが、さらにもうちょっとふえそうで、全国各地で牛乳工場の見学もできます。

それから、酪農の方の御協力も得まして、全国牧場解放オープンファームデーというのも、6月、牛乳月間中に全国各地約280の牧場で実施していただくことになっております。乳牛との触れ合い体験で牛乳への信頼向上を図ろうということでもあります。そのほか、各県でいろんな牛乳消費拡大、あるいは理解醸成していただく取組をやる予定となっておりますので、ぜひとも御参考に、委員の方、時間がございましたらどれかに参加していただけるとありがたいなと思っております。よろしく申し上げます。

来月また牛乳の消費と何とかでこの会をやると聞いておりますので、詳しい話がまた出るのではないかなと思いますが、そういうことでやっておりますので、ぜひとも今後とも御支援いただきたいなと思っております。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

萬野委員。

○萬野委員 今まで、牛乳の消費拡大のことでこれだけ盛り上がるというのはうらやましい限りだというふうに。牛肉も消費が低迷してなかなか大変なので、今回は牛肉のことも皆さん、意見を出していただきたいと思っております。

今年肉牛の改良の件も出ているということで、一つ質問といいますかお願いといいますか、牛肉も先ほど向井委員がおっしゃったように、脂肪交雑一辺倒で改良が進んできて、本当に脂か牛肉かわからないぐらい霜降り牛肉が生産されているという現状になっております。そこは食肉、牛肉の格付けを決めるスコアが基本的には格付けの規定による格付けで、基本的には脂肪交雑がメインになっているということで、それを上げるための改良を鋭意関係機関の方がやられて、結果的にはいい結果になっていると思っておりますが、これを永遠にしたら 100%脂になってしまうのではないかというぐらいの進歩を遂げております。

先ほど来、多様性という言葉もありますように、牛肉も本当に脂肪交雑だけでいいのかということ最近肉牛生産しながら疑問に感じております。そういったことを考えますと、最近、家畜改良センターでも牛肉の食味の試験等をやられているという事実もありますし、日本の和牛牛肉の味のよさは脂肪酸の組成が違うんだということで、脂肪酸の組成をはかる機械も最近出てきているという動きもありますので、脂肪交雑と違った牛肉の味なりやわらかさなり満足度を何らかのスコアなりで持つ。そういう形で多様性に見るということが、今までの改良ですね、また違った幅の広い改良というふうになるのではないかなと思っておりますので、そういったことも検討いただいて、またそういうことが可能なのかということをお話しただけならと思います。

もう一つ、和牛のマークですが、決められてもう何年かたっていると思うのですが、この規定は海外では日本の牛肉は輸出できる、アメリカ、香港、ドバイですかね、UAEのみが対象になるのかどうか。僕の経験ではアメリカはどちらかというと和牛の表示を守っていると思うのですが、香港は僕は知らないのですが、他の海外では和牛というロゴがは

らんしている事実があります。ほとんどがオーストラリア、ニュージーランドに日本から出た和牛の種牛なりを使った、日本でいう交雑種、肉専用種ですが、特選和牛とか日本では使えないようなロゴまで使って和牛のブランド名を使用している事実がありますので、せっかく和牛マーク規定を決めて、国際的にどういうふう管理運営されているのか、また今後されるのかということをご教示いただきたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

上安平委員。

○上安平委員 今、萬野さんがおっしゃったことを消費者側の言葉で言いかえてそのままお返ししたいと思うのですが、国産牛肉の消費拡大ということで、本当に消費者ニーズがきめ細かく正しくとらえられているのかというのが大変疑問に思います。と申しますのは、先ほどからのお話で、脂肪交雑とか脂肪など、要するにさしの多い牛肉がいい牛肉とされてきた。消費者から見ると、一体そんなお願いをだれがしたんだという気がするのです。はっきり言うと、それはおいしいかもしれないのですが、1年に1回か2回食べる程度の物ではないかなという気がする。

牛肉の消費が拡大しない一つの理由として、豚肉や鶏肉に比べて料理の多様性が少ない、料理の仕方が少ないということがあるらしいのですが、それはそういう脂肪の多いものにばかり生産も販売も集約してしまったがために、ほかにどうしようもなかった。毎日日常生活で消費者が毎日たびたび食べるものであったら、もっと違ったニーズの把握があったはずではないかという気がするのです。その辺のところをちゃんと、国民のニーズの志向をきちんと消費者側のニーズをとらえてほしいというのが私のお願いです。そうしないと、酪農に対する国民の理解とか、多分さしの多いところは贈答用とか、高級な外食産業用に多分つくられていると思うのですが、本当に国民の食生活の中にある酪農ということを考えて、その辺の理解を深めてもらいたいとお思いになるのであれば、もっと我々の暮らしのレベルで利用可能な素材のニーズを把握していただきたいと思いますという気がしております。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございました。

神田委員。

○神田委員 関連なので、すぐ済みます。

まさに牛乳だけの話をしているのではなくて、今の話が消費者ニーズということではもちろん含まれています。このことについては、私も何回もこの間申し上げている訳です。ですから、次回から項目別に議論するときに、こういった主なテーマは出てきている訳ですよね。ですから、それが意見言いつぱなしで終わっていて、毎回同じような資料が出てきてというのはとても疲れますので、それを積み上げていくということです。だから、具体的にやるので、今言ったような意見を、主なテーマになり得るものを少なくとも次回に向けて拾い上げておいていただきたい。そんなふうに思います。

○鈴木部会長 富士委員。

○富士委員 ちょっと関連すると思うし、そもそも論にもなるのですが、今度の酪肉近年来に向けての見直しというか策定に向けて、よって立つ前提条件とか、共通認識とか、何を立脚点にして日本の酪農なり肉用牛の近代化基本方針を打ち立てるのか。どういう方向で今後5年、10年進めていくのかというやつの前提条件なりよって立つ立脚点みたいなものを、共通認識を持つように再整理する必要があるのではないかなと思います。

例えば、世界をめぐる状況がどうなっているのかということもあると思います。国連の人権委員会が、飢餓人口が9億人にふえる中で、各国の消費者国民が食料を得るのは基本的人権だと言っている訳です。それから、この間イタリアで開催されたG8の農相会議でも、各国が食料の増産に努める。そして、農業に加速的に投資をすべきだという宣言をしている訳です。そういう意味で、我が国の肉用牛、酪農を今後どうしていくのか。世界中での食料事情を踏まえた上で、どういう立脚点に立っていくのかということ整理して各論に入っていくべきではないかなと思います。

それと関連するのですが、食料・農業・農村審議会の畜産部会と、先ほど神田さんが言いました企画部会との関連。これは同じ農政審の中でどういう整合性をとるのかというのがありますし、もう一つ、この農政改革の検討後、6大臣閣僚会合がありますよね。ここでも検討している訳で、これには鈴木先生が入っていらっしゃるのですが、ここでも例えば農業所得の増大を図るといふのがありますよね。だから、こういう6大臣会合のほうの「農政改革の検討方向」で言われている検討方向の項目は、ここで酪肉近の策定を来年に向けてやると言ったときに、これも踏まえるのか踏まえないのか。それをまたよって立つ立脚点にするのか、共通認識にするのか。その辺の整理も必要ではないかなと思います。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

松木委員、お願いいたします。

○松木委員 全く違うことを申し上げるかもしれませんが、実は食品の欺瞞表示に関しては非常にいろんな分野で問題になっておりまして、お肉にはトレーサビリティというあれがありますが、私たち消費者は表示を頼りに店頭で購入する訳ですから、その辺は非常に大事なことだと思うのです。そういうものに対するカバーはどういうところに出るのかなと思って資料4の工程表をざっと見せていただいたのですが、どういう部門でそういうことがカバーしていただけるのかがよくわからなかったので、教えていただきたかったです。よろしくお願いします。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

ほかの委員はよろしいでしょうか。

それでは、進め方についてもいろいろお話がございましたが、まず御回答を。

○大野畜産振興課長 萬野委員からお話のありました肉質の問題、脂肪交雑の問題。私は家族で焼き焼きをやるときは、夫婦用にはさしのたっぷり入ったやつを、そして子供用にはさしの入っていない赤味の肉を選ぶというやり方をしているのですが、いや、私、旧世代なものですから。確かに、とある研究者の方が調べたら、どうも昔はA5の最高級の肉の脂肪の割合は大体3割ぐらいだったのが、今は多分6割ぐらいになっているというぐあいに脂肪交雑偏重できたのは事実だと思います。

そういった中で、先ほど萬野さんが脂肪酸組成のことを言われて、今、長野でもとりかかっていますが、オレイン酸とおいしさに相関があるというので、オレイン酸含量の高いものを認定して特産品にするとかいう取組もございます。そういった中で、これは研究会でいろいろ御議論いただきたいと思うのですが、どういう肉を目指していくのか。そして、そういうのが指標たり得るのかということも含めて相関は認められていますが、ブランドは別ですが、全体の改良をやっていく中でこういうのをどういうふうに指標として定めて、どういうふうチェックしていくのかということも含めて、いろいろ御議論いただければと思っております。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

食肉関係、お願いします。

○渡邊食肉鶏卵課長 萬野委員を初め、上安平委員、神田委員から牛肉のお話をいただきました。先ほど、牛乳の話ばかりが話題になっていて、牛肉はどこで主張すればいいのかと私も思っていたのですが、機会を与えていただいてありがとうございます。

まず、萬野委員の格付けスコアの件ですが、これは生産者のためだけにあるスコアでは

なく、流通業者の方々も含めて利用するが、流通業者の方々からは格付けスコア指標を変えたほうがいいのかという話は出ていない。これをどうするかというのは今後の課題だと考えています。

ちなみに、脂肪交雑一辺倒ですが、地域によっては赤味の肉で、肉のうまさを自分の銘柄牛として売り出しているところもございます。だから、それは生産者の方々の意識もあると思うのです。それは牛の種類が違うというのものもあるのかもしれないのですが、自分のところの牛は、とにかく肉のおいしさを売るんだというところもありまして、そういうのをちゃんとブランドをつけて売り出して、それなりに成功しているところもございますので、生産者の方々が今後、脂肪の多い肉だけではなくて、肉のうまさのほう为消费者として、ものすごく価値が高いというふうになってくれば、そういう方向にシフトするというのもあるのではないかと思います。流通のニーズなのか、消費者ニーズなのか、これも詳しく調べてみないとわかりませんから、確かにニーズをよく把握しなくてはならないのですが、今でも一般的には、脂肪交雑があったほうが脂も多いのでお肉もやわらかいということになりまして、そちらのほうの人気の高いという状態なのではないかと思えます。

ただ、脂が余りに入り過ぎているやつは最近人気がない。A5とかA4の価格が高いといった理由もあって最近売れていないので、農家の方々の経営を考えた上でも、たくさん投資をして高く売れなければもうからないような商品だけが本当に商品なのかというのは、農家経営という面からしても、一つの今後の課題なのではないかと考えてございます。

長期的にはそういうことですが、とにかく、目の前では消費が落ちているということで、ここで消費拡大の宣伝をさせていただきたいのです。牛肉についても、牛乳に負けないように消費拡大の対策をいろいろ検討してございます。昨年の補正で、今までの流通だけではなくて、ホテルでの方々と連携をして、今まで外国産牛肉を使っていたものを国産牛肉に変えるという取組とか、ないしはインターネットを使った売り込みという、今までとちょっと違う売り込みをした人には支援をしましょうという対策を今年も支援する予定でございます。また、今、検討してございます今年度の補正予算の中でも、学校給食の中で、これは地産地消とセットですが、地元の牛肉を学校給食でお使いいただける場合には支援をするということで検討しています。そのような取組を色々やっております。また昨年同様店頭での販促についても支援をするということでございます。

また、去年は店頭イベント、一回限りみたいなのが多かったのですが、今年は何かをやればそれが継続的な強化に及ぶようないろんな取組。去年も県によってはそういう取組

をやっているところがございまして、この間の各県の担当課長さんを集めた会議でもほかの県の取組も示しまして、各県でもそういう持続的な効果が期待できるような取組をやっ
てほしいと御要請申し上げているところでございます。

萬野委員から、和牛統一マークのお話がございますが、日本の国内でそういうものを使
いましょう、海外に輸出する際に、和牛統一マークを使いましょうということですので、
基本的には日本の牛を輸入することを認めていただいている国については、あのマークは
日本の純粋種につけるものだよと説明してございます。アメリカとは、「いや、自分のとこ
ろの和牛と言われる牛肉にも和牛と名乗らせてくれ」だとか、ないしは「日本で和牛と名
乗れないのか」というお話もあるのですが、「アメリカで売っている和牛というのは我々が
言っている和牛とは違うのではないか」と言ってそれは今戦っているところです。次に日
本から牛肉を輸出をしていない国です。

例えば、先ほどもお話に出ていたオーストラリアの国内で、例えばオーストラリアン
牛だとか、ないしはそれを香港に輸出をして和牛だと言っていると。確かにそういうお話
も聞いております。ただ、これについては日本からそもそも牛肉が輸出されていないので
何ともしようがないのです。ほかの農産物にもこういうお話はいろいろあるので、その中
の一つとして今後の課題として考えていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

動物衛生課長、先にお願ひします。

○原田動物衛生課長 松木委員から表示のお話がありまして、確かにこの工程表の中では、
今食肉課長がおっしゃったような和牛統一マークとかいった表示の話はあるのですが、消
費安全局の目から見ますと、供給者側の出したい表示については書いてあるのですが、消
費者が欲しい表示については記述が薄いような気がするのです。そういったことをこれか
らまた御議論いただきたいと思ひます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

○徳田畜産企画課長 まず、神田委員初め、消費者ニーズの話で、それがいろいろ資料に
反映されていないという話がありました。私どもは今後、酪肉基本方針改定に当たって
は、消費者のニーズの把握が基にならないと生産は成り立たないということで、次回い
ろ議論させていただきますが、消費者ニーズ、消費の動向等がわかるような資料をでき
るだけ用意しまして、対応してまいりたいと思っております。

富士委員から今後、酪肉基本方針によって立つ前提条件、あるいは共通認識という話がありました。まさしくその共通認識をどこに持ってやるかが策定する上で一番重要でございまして、そこについていろいろ御意見をいただきながら、私どもはなるべくそういうものが生まれるように資料等を提供してまいりたいということでございます。特に、農政改革等の議論がいろんなところで進んでいるということで、同時並行的にやりますが、それは全体として整合性がとれるように進めていくのであらうと思っておりますので、なるべくそういうものが進行に合わせてこの場でも提供できるように、また、そのポイントを示すように進めさせていきたいと思っております。

以上でございます。

○山根畜産総合推進室長 企画課長が説明しました進め方につきまして、補足ですが、富士委員からいろいろ御意見をいただきました。まず、よって立つ前提条件ですが、例えば、おっしゃられました食料自給の問題とか、食料安全保障の問題、穀物の状況、または我が国で言えば少子高齢化社会とか、また、最近の健康志向。さまざまなことが考えられると思います。そういった点につきまして、これは私の頭の整理だったのですが、そういう大きなところから落としていくというのは、どちらかというと企画部会なのかなと考えておった訳でございまして、そういった議論の成熟をまたこちらにフィードバックしながらということも考えておった訳でございますが、御意見をいただきましたので、今後、考えていきたいと思っております。

ただ、企画部会の議論とは別に、畜産部会としては、次回以降、各テーマごとに現状について深掘りした資料で御議論いただいて課題抽出またはその方向性について御意見いただくという、ボトムアップで考えていた訳でございます。いずれにしても、企画部会のようなトップダウン的なところとボトムアップのところをうまく整合できるような形で進めていく必要があります、そういった点では、6大臣会合も、最終的には基本計画や酪肉基本方針というところで結実するということです。そこをうまく工夫してやっていくというのはちょっと難しい面もございまして、できる限り工夫してやっていきたいと思っておりますので、またいろいろ御意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○鈴木部会長 個別の論点につきましては神田委員からも御指摘がありましたように、これまでの議論の積み上げを踏まえて出していただくという点もぜひお願いできればと思います。

昨日企画部会があり、今日畜産部会、それから今日これから、5時から6大臣会合の特

命チーム。米の生産調整のシミュレーションが公表されるということで、私は3つすべてに出させていただいておりますので、まだ私自身が十分整理できておりませんが、私もそういう立場でおりますので、できる限り、私としましてもそういう連携について皆さんとともに考えていきたいと思っておりますので、そういうことでよろしくお願い申し上げます。

それでは、既に時間が超過しておりますので、まだいろいろと御意見あろうかと思いますが、今日は、工程表に関しましてはいろいろと御示唆いただいた点、留意点を踏まえまして、21年度の行動計画についてはこういう形で取り組んでいただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、酪肉近の見直しにつきましても、本日の議論を踏まえて進めていくということでもよろしくお願い致します。

非常に活発な議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

次回開催日程について

○鈴木部会長 事務局から連絡ございますか。

○徳田畜産企画課長 次回の畜産部会につきましては、現在のところ5月中に開催を予定しております。多分下旬になるのではないかと考えております。委員の皆様におかれましては、改めて日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○鈴木部会長 それでは、これで閉会といたします。長時間どうもありがとうございました。

午後4時08分閉会